

平成28年7月8日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官 直井幸子

平成27年(ワ)第13630号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 平成28年5月9日

判 決

[REDACTED]
原 告 [REDACTED]

同法定代理人保佐人 [REDACTED]

同訴訟代理人弁護士 荒 井 哲 朗

同 浅 井 淳 子

同 太 田 賢 志

同 五 反 章 裕

同 津 田 顕 一 郎

同 見 次 友 浩

同 磯 雄 太 郎

東京都港区六本木5-16-50-2135

被 告 ユニオン・キャピタル株式会社

同代表者代表取締役 武 井 [REDACTED]

千葉県 [REDACTED]

被 告 武 井 [REDACTED]

東京都品川区小山3-21-10

被 告 株式会社ユナイテッドマネジメント

同代表者代表取締役 武 井 [REDACTED]

千葉県 [REDACTED]

被 告 飯 島 [REDACTED]

東京都 [REDACTED]

被 告 鈴 木 [REDACTED]

上記被告ら 5 名訴訟代理人弁護士 湖 山 久

東京都渋谷区本町三丁目 14 番 3 号

被 告 ファンネル投資顧問株式会社

同 代 表 者 代 表 取 締 役 千 葉 [REDACTED]

神奈川県 [REDACTED]

被 告 千 葉 [REDACTED]

東京都 [REDACTED]

被 告 小 林 [REDACTED]

上記被告ら 3 名訴訟代理人弁護士 鈴 木 和 雄

同 告 実 方 賢 二

住居所不明

(最後の就業場所) 東京都渋谷区本町三丁目 14 番 3 号 ファンネル投資顧問株式会社内

被 告 佐 久 間 [REDACTED]

主 文

1 被告武井 [REDACTED] 被告ユニオン・キャピタル株式会社及び被告飯島 [REDACTED] は、原告に対し、連帶して、1430万円及びこれに対する被告武井 [REDACTED] 及び被告ユニオン・キャピタル株式会社については平成27年6月26日から、被告飯島 [REDACTED] については同月25日から、各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 被告武井 [REDACTED]、被告株式会社ユナイテッドマネジメント、被告ファンネル投資顧問株式会社、被告千葉 [REDACTED]、被告小林 [REDACTED]、被告佐久間 [REDACTED] 及び被告鈴木 [REDACTED] は、原告に対し、連帶して、880万円及びこれに対する被告武井 [REDACTED] 及び被告小林 [REDACTED] については平成27年6月26日から、被告ユナイテッドマネジメントについては同年7月17日から、被告ファンネル投資顧問株式会社及び被告鈴木 [REDACTED] については同年6月25日から、被告千葉 [REDACTED] については同月29日から、被告佐久間 [REDACTED] については同年10月25日から、各支払済みまで年5分

の割合による金員を支払え。

- 3 訴訟費用は被告らの負担とする。
- 4 この判決は、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文と同旨

第2 事案の概要

本件は、被告ユニオン・キャピタル株式会社（以下「被告ユニオン」という。）、被告株式会社ユナイテッドマネジメント（以下「被告ユナイテッド」という。）及び被告ファンネル投資顧問株式会社（以下「被告ファンネル」という。）が扱うファンド等につき、出資ないし売買契約を締結した原告が、当該ファンド等は顧客に投資の損益を適切に帰属させる実質を欠くものであり、これを販売・勧誘することが違法であるなどと主張して、勧誘に当たった被告会社の従業員である被告飯島■（以下「被告飯島」という。）及び被告鈴木■（以下「被告鈴木」という。）に対し民法709条に基づき、上記各被告会社らに対し民法709条・715条に基づき、被告ユニオン及び被告ユナイテッドの代表者である被告武井■（以下「被告武井」という。）、被告ファンネルの代表者である被告千葉■（以下「被告千葉」という。）、被告ファンネルの取締役である被告小林■（以下「被告小林」という。）、被告ファンネルの監査役である被告佐久間■（以下「被告佐久間」という。）に対し、会社法429条1項に基づき、また、各被告らにつき、民法719条に基づき、不法行為による損害賠償を求めた事件である。

- 1 前提事実（当事者間に争いがないか、掲記した証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる。）

(1) 当事者

ア 原告は、昭和9年生まれの女性である。

イ(ア) 被告ユニオン及び被告ユナイテッドは、いずれも、資産運用及び管理に関するコンサルティング業務等を目的とする株式会社である。

(イ) 被告武井は、平成24年7月11日以降被告ユニオンの代表取締役を、平成23年12月16日以降被告ユナイテッドの代表取締役を、それぞれ務める者である。

(ウ) 被告飯島は、被告ユニオンの従業員（当時）であって、被告ユニオンが扱う「UCP r e m i u mファンド2号匿名組合」（以下「本件ファンド」という。）に係る出資契約に関し、原告と面会した者である（甲7、弁論の全趣旨）。

(エ) 被告ファンネルは、第二種金融商品取引業等を目的とする株式会社である。

被告ファンネルは、被告ユナイテッドの販売代理店であり、顧客への勧誘を業務としていた。

(オ) 被告鈴木は、被告ファンネルの従業員（当時）として、原告に対し、被告ユナイテッドが取り扱う商品である「VM」の勧誘をした者である（甲6、甲10の1、弁論の全趣旨）。

(カ) 被告千葉は、平成26年7月7日以降、被告ファンネルの代表取締役を務める者である。

(キ) 被告小林は、平成23年4月28日以降、被告ファンネルの取締役を務める者である。

(ク) 被告佐久間は、平成26年1月28日から現在に至るまで、被告ファンネルの監査役を務める者である（甲4、弁論の全趣旨）。

(2) 原告の出資等の経緯

ア 原告は、次のとおり、被告ユニオンが扱う金融商品である本件ファンドにつき、被告ユニオンに出資した（甲8、甲9の1ないし5、乙17ないし

し22, 弁論の全趣旨)。

- (ア) 平成25年11月13日 100万円
- (イ) 同月21日 400万円
- (ウ) 同月26日 100万円
- (エ) 平成26年1月24日 400万円
- (オ) 同年2月27日 300万円

イ 原告は、次のとおり、被告ユナイテッドが扱う金融商品であるVMにつき、その購入代金として、被告ユナイテッドに支払った(甲10の1・2、甲11の1・2、乙2ないし10、弁論の全趣旨)。

- (ア) 平成26年8月29日 400万円
- (イ) 同年9月3日 400万円

2 争点及び争点に対する当事者の主張

- (1) 本件ファンドに関する被告ら(被告武井、被告ユニオン及び被告飯島)の不法行為責任の有無

【原告の主張】

ア 本件ファンドについて

被告ユニオンは、本件ファンドについて、再三釈明を求められながら、具体的な資金の流れの主張や裏付け資料を一切提出していない。このことからすれば、本件ファンドについて原告が出資した金員は使途不明金である。

これに加え、原告のように高齢で認知能力の低下した者を狙う勧誘態様や、無登録営業として関東財務局から警告を受けているように違法な態様で業務を行っていること等からすれば、本件ファンドは、出損者に投資の損益を適切に帰属させる実質を欠く金融商品まがいの商品である。

このような商品を販売・勧誘する商法は、それ自体社会的相当性を欠き、違法である。

イ 勧誘の態様について

原告は高齢で、老後の生活資金を除くと経済的に余裕があるとはいえず、認知症により金融商品取引の理解・投資判断は不可能であった。

被告飯島は、このような原告に対し、本件ファンドのような、海外の運用会社で日経225先物やFX、債権等を組み合わせて運用するという難解かつ投機的な金融商品につき、具体的リスクの説明もせず出資を勧誘し、老後の生活資金として予定されていた資金を出資させた。

このような行為は、適合性違反及び説明義務違反の点から社会的相当性を著しく逸脱する違法行為である。

ウ 被告らの責任について

(ア) 被告飯島は、上記のような態様で、原告に対し、本件ファンドへの出資を勧誘したものであるから、不法行為責任を負う。

(イ) 被告ユニオンは、被告飯島の使用者として責任を負う（民法715条）。

また、被告飯島の違法行為は、被告ユニオンにおける組織的違法行為の一発現であるから、被告ユニオンは、法人として固有の不法行為責任を負う（民法709条）。

(ウ) 被告武井は、被告ユニオンの代表取締役として、被告ユニオンの事業が適法なものとなるように業務執行を行うべきであったのに、これをせず違法な商法を行ったのであるから、会社法429条1項に基づき責任を負う。

(エ) 被告ユニオン、被告飯島及び被告武井は、その他の同社従業員らと共に、勧誘、営業、苦情処理、パンフレット等の資料作成、事務所の用意、法人格の準備・運営など各自役割を分担し、違法な商法を共同して実行したのであるから、共同不法行為責任を負う。

【被告ユニオン、同武井及び同飯島の主張】

ア 本件ファンドについて

本件ファンドは、海外の運用会社である「D C A S I A L I M I T E D 社」（以下「D C A 社」という。）の変動利付社債を購入し、D C A 社が日経225先物を中心としたデリバティブにより運用し、一部金現物によって運用し、月々の利払いを匿名組合員に分配するというものである。

現時点での当該組合財産の価値の詳細については、被告ユニオンらには不明である。

イ 勧誘の態様について

被告ユニオンの社員が、必ずもうかるなどと勧誘したことは否認する。

被告ユニオンの社員は、原告に対し、「U C P r e m i u m ファンド2号匿名組合・目論見書」を交付し、海外の資産運用会社における資産運用がリスクとリターンのある取引であることを丁寧かつ誠実に十分な説明を行った。

原告は、資金的に余裕があり、判断能力が衰えているということもなく、自己責任・自己判断のもと、積極的に出資した。

ウ 被告らの責任について

原告の主張に対しては、否認ないし争う。

(2) VMに関する被告ら（被告武井、被告ユナイテッド、被告ファンネル、被告千葉、被告小林、被告佐久間及び被告鈴木）の不法行為責任の有無

【原告の主張】

ア VMについて

被告ユナイテッドは、VMについて、再三証明を求められながら、具体的な資金の流れの主張や裏付け資料を一切提出していない。このことからすれば、VMについて原告が支払った金員は使途不明金である。

このことに加え、金融商品まがいの商品である本件ファンドを組成・勧

誘していた被告ユニオンと被告ユナイテッドが従業員・役員を共通にする法人であること、具体的な内容不明の資金運用でありながら年利10%という経済常識に照らし以上の高利率を喧伝していること、高齢で認知能力の低下した者を狙うという本件ファンドと同様の勧誘態様等から、VMも、金融商品まがいの商品である。

このような金融商品まがいの商品をあたかも適正な商品であるかのように偽り販売・勧誘する商法は、社会的相当性を逸脱する違法な商法である。

イ 勧誘の態様について

原告は高齢で、老後の生活資金を除くと経済的余裕があるとはいはず、認知症により金融商品取引の理解・投資判断は不可能であった。

被告鈴木は、このような原告に対し、VMのような、仮想通貨を運用するという難解な金融商品につき、具体的リスクの説明もせず、購入を勧誘し、老後の生活資金として予定されていた金員を出損させた。

このような行為は、適合性違反及び説明義務違反の点から社会的相当性を著しく逸脱する違法行為である。

ウ 被告らの責任について

(ア) 被告鈴木は、上記のような態様で、原告に対し、VMの購入を勧誘したものであるから、不法行為責任を負う。

(イ) 被告ファンネルは、被告鈴木の使用者として責任を負う（民法715条）。

また、被告鈴木の違法行為は、被告ファンネル及び被告ユナイテッドにおける組織的違法行為の一発現であるから、被告ファンネル及び被告ユナイテッドは、法人として固有の不法行為責任を負う（民法709条）。

(ウ) 被告千葉は、被告ファンネルの代表取締役として、被告ファンネルの事業が違法なものとなるように業務執行を行うべきであったのに、これ

をせず違法な商法を行ったのであるから、会社法429条1項に基づき責任を負う。

- (エ) 被告小林は、被告ファンネルの取締役として、被告千葉の違法な業務執行を監督し、是正すべき義務があったのにこれを怠り、違法な商法を行うままにしたものであるから、その職務を行うについて故意又は重過失があり、会社法429条1項に基づく責任を負う。
- (オ) 被告佐久間は、被告ファンネルの監査役として、計算書類及びその付属書類等により善管注意義務をもって会計監査を行う義務があったのに、会社財産の消失によって損害を被る原告その他の会社債権者があることを知り、かつ、債権者を害する差し迫った危険があることを知りながら、上記義務を故意・重過失によって怠り、被告ファンネルの財産が何ら正当の根拠なく社外に流出していく状況を漫然と放置したのであって、会社法429条1項に基づく損害賠償責任を負う。
- (カ) 被告武井は、被告ユナイテッドの代表取締役として、被告ユナイテッドの事業が適法なものとなるように業務執行を行うべきであったのに、これをせず違法な商法を行ったのであるから、会社法429条1項に基づき責任を負う。
- (キ) 被告ユナイテッド、被告武井、被告小林、被告千葉、被告佐久間及び被告鈴木は、その余の同社従業員らと共に、勧誘、営業、苦情処理、パンフレット等の資料作成、事務所の用意、法人格の準備・運営など各自役割を分担し、違法な商法を共同して実行したのであるから、共同不法行為責任を負う。

【被告武井、被告ユナイテッド及び被告鈴木の主張】

ア VMについて

VMは、「E F G l o b a l I n c . 社」（以下「EFG社」という。）のVMアカウント（ヴァーチャルマネー〔仮想通貨〕バスケット）

を購入するものであり、EFG社が預かり金利を付けてくれるというスキームである。

原告から預かった資金は、EFG社においてVMアカウントを購入するため、被告ユナイテッドによりEFG社に送金されている。

事業・運用の現在の価値及び客観的資料については、被告ユナイテッドは与り知らない。

イ 勧誘の態様について

被告鈴木は、原告に対し、当該商品について、時間をかけて丁寧かつ誠実に、取引の仕組みやリスクについて説明を繰り返した。

ウ 被告らの責任について

原告の主張については、否認ないし争う。

【被告ファンネル、被告千葉及び被告小林の主張】

ア VMについて

VMは金融まがいの商品ではない。EFG社がVM定期口座（3年定期）に300万円以上預けた場合、年利10%を予定されていた。

被告ファンネルは、営業代理店にすぎず、VMの現在の価値等については知らない。

イ 勧誘の態様について

原告は、VMを購入した当時、判断能力は十分であった。

被告鈴木は、原告への勧誘に当たり、当該商品、取引の仕組みやリスクについて、丁寧に説明した。

ウ 被告らの責任について

原告の主張については、否認ないし争う。

被告小林の業務は、第二種金融商品取引業との関係で必要な内部監査の際に協力するといった点に限られており、いわゆる名目的取締役であった。

(3) 原告の損害について

【原告の主張】

ア 原告は、本件ファンドの出資金として合計1300万円を被告ユニオンに支払ったのであるから、原告には同額の損害が発生した。

また、本件ファンドにかかる損害賠償に関する弁護士費用として、130万円の損害が発生した。

イ 原告は、VMの売買代金として合計800万円を被告ユナイテッドに支払ったのであるから、原告には同額の損害が発生した。

また、VMにかかる損害賠償に関する弁護士費用として、80万円の損害が発生した。

【被告ら [被告佐久間を除く。] の主張】

否認ないし争う。

第3 爭点に対する判断

1 爭点(1) (本件ファンドに関する被告ら [被告武井、被告ユニオン及び被告飯島] の不法行為責任の有無)について

(1)ア 前提事実、証拠（甲8、甲9の1ないし5、乙17ないし22）及び弁論の全趣旨によれば、原告は、平成25年11月13日頃から平成26年2月27日頃までの間、被告飯島らから勧誘を受け、被告ユニオンとの間で本件ファンドに係る出資契約を締結し、5回にわたり、合計1300万円を出資した事実が認められる。

しかしながら、上記の金員が、本件ファンドに係る出資契約に基づき、実際に運用されたと認めるに足りる証拠は見当たらない。

イ 本件訴訟の審理において、被告ユニオン、被告武井及び被告飯島は、本件ファンドについて、事業の具体的な内容、原告の出資金の運用状況及び損益状況等を明らかにするよう求められたが（訴状16ないし18頁、第4回口頭弁論調書、弁論の全趣旨）、裏付け資料と共にこれを具体的に明らかにすることをしなかった。そして、DCA社が運用していた匿名組合財

産の価値の詳細については、被告ユニオンらには不明であるなどと述べるにとどまっている。

被告ユニオンにおいて、本件ファンドが金融商品として適正に管理・運営されているのであれば、事業の具体的な内容、原告の出資金の運用状況及び損益状況等について、裏付けをもって明らかにすることは容易なはずであるところ、これらが明らかにされていないというのであるから、本件ファンドは、投資を行う者に適正に損益を帰属させることを目的として組成されたものとは認め難いというべきである。

ウ なお、証拠（乙23ないし27、乙28ないし32〔いずれも枝番号を含む。〕）及び弁論の全趣旨によれば、被告ユニオンとDCA社との間に何らかの取引関係があり、被告ユニオンが、DCA社に対し、平成25年11月27日に3400万円を、同年12月30日に3400万円を、平成26年1月28日に900万円を、同年3月19日に900万円を、それぞれ送金した事実がうかがえる。

しかしながら、これらが、原告の出資金の運用として行われたものであることを認めるに足りる証拠はない。

エ 以上によれば、本件ファンドは、そもそも、顧客の資金を運用し、顧客に適正に損益を帰属させることを目的として組成されたものとはいえないから、原告との間で出資契約を締結し、金員を出資させたことは違法であるというべきである。

(2)ア 被告飯島は、原告に対し、上記のような内容の本件ファンドへの出資を勧誘し契約を締結させた者であるから、不法行為責任を負う（民法709条、719条）。

イ 被告ユニオンは、本件ファンドに係る勧誘・販売を行っていた者として不法行為責任を負い（民法709条、719条），また、被告飯島の使用者として使用者責任を負うというべきである（同法715条）。

ウ 被告武井は、被告ユニオンの代表取締役として、被告ユニオンの事業が適法なものとなるように業務執行を行うべきであったのに、これをせず違法な商法を行ったのであるから、その職務を行うについて故意又は重過失があり、会社法429条1項に基づき責任を負い、また、被告飯島及び被告ユニオンと共に、共同不法行為責任を負う（民法719条）。

(3) 原告は、本件ファンドの出資金として合計1300万円を支払っているのであるから、同額の損害が発生している。

また、本件事案の性質に鑑みれば、130万円を、上記被告らの不法行為と相当因果関係のある弁護士費用として賠償させることが相当である。

2 爭点(2)（VMに関する被告ら [被告武井、被告ユナイテッド、被告ファンネル、被告千葉、被告小林、被告鈴木及び被告佐久間] の不法行為責任の有無）について

(1)ア 前提事実、証拠（甲10の1・2、甲11の1・2、乙2ないし10）
及び弁論の全趣旨によれば、原告は、平成26年8月29日頃から同年9月3日頃までの間、被告鈴木らから説明を受け、被告ユナイテッドとの間でVMに係る売買契約を締結し、同社に購入代金として合計800万円を支払った事実が認められる。

しかしながら、上記の金員が、VMに係る売買契約に基づき運用されたと認めるに足りる証拠は見当たらない。

イ 本件訴訟の審理において、被告武井、被告ユナイテッド、被告ファンネル、被告千葉、被告小林、被告鈴木及び被告佐久間は、VMについて、事業の具体的な内容、原告の出資金の運用状況及び損益状況等を明らかにするよう求められたが（訴状16ないし18頁、第4回口頭弁論調書、弁論の全趣旨），裏付け資料と共に具体的に明らかにしなかった。そして、EFG社が運用していた事業・運用の現在の価値及び客観的資料については、被告ユナイテッド及び被告ファンネルは与り知らないなどと述べるにとど

まっている。

被告ユナイテッド及び被告ファンネルにおいて、VMが金融商品として適正に管理・運営されているのであれば、事業の具体的な内容、原告の出資金の運用状況及び損益状況等について、裏付けをもって明らかにすることは容易なはずであるところ、これらが明らかにされていないというのであるから、VMは、投資を行う者に適正に損益を帰属させることを目的として組成されたものとは認め難いというべきである。

ウ 以上によれば、VMは、そもそも、顧客の資金を運用し、顧客に適正に損益を帰属させることを目的として組成されたものとはいえないから、原告との間で売買契約を締結し、売買代金として出損させたことは違法であるというべきである。

(2)ア 被告鈴木は、原告に対し、上記のような商品であるVMの購入を勧誘した者であるから、不法行為責任を負う（民法709条、719条）。

イ 被告ファンネルは、VMに係る代理店として販売・勧説を行っていた者として不法行為責任を負い（民法709条、719条），また、被告鈴木の使用者として使用者責任を負う（民法715条）。

ウ 被告千葉は、被告ファンネルの代表取締役として、被告ファンネルの事業が適法なものとなるように業務執行を行うべきであったのに、これをせず違法な商法を行ったのであるから、その職務を行うについて故意又は重過失があり、会社法429条1項に基づき責任を負い、また、被告鈴木、被告ファンネル、被告小林、被告ユナイテッド及び被告武井と共に、共同不法行為責任を負う（民法719条）。

エ 被告小林は、被告ファンネルの取締役として、被告千葉の違法な業務執行を監督し、是正すべき義務があったのにこれを怠り、違法な商法を行うままにしたものであるから、その職務を行うについて故意又は重過失があり、会社法429条1項に基づく責任を負い、また、被告鈴木、被告ファ

ンネル、被告千葉、被告ユナイテッド及び被告武井と共に、共同不法行為責任を負う（民法719条）。

被告小林は、自身が名目的取締役であった旨主張する。

しかしながら、被告ファンネルの取締役への就任が名的なものであつたことを認めるに足りる証拠はなく、この点をおくとしても、取締役は、代表取締役の業務執行の全般についてこれを監視し、業務の執行が適正に行われるようとするべき職責を有しているのであるから、被告小林がかかる任務を怠ったことにつき少なくとも重過失があると認められるのであって、VMの販売について責任を負わない旨の被告小林の主張は理由がない。

オ 被告ユナイテッドは、VMに係る販売を行っていた者として不法行為責任を負う（民法709条、719条）。

カ 被告武井は、被告ユナイテッドの代表取締役として、被告ユナイテッドの事業が違法なものとなるように業務執行を行うべきであったのに、これをせず違法な商法を行ったのであるから、その職務を行うについて故意又は重過失があり、会社法429条1項に基づき責任を負い、また、被告鈴木、被告ユナイテッド、被告ファンネル、被告千葉及び被告小林と共に、共同不法行為責任を負う（民法719条）。

キ 被告佐久間は、公示送達による呼出しを受けたが、口頭弁論期日に出頭しない。

被告佐久間は、被告ファンネル（平成18年5月16日設立〔甲4〕）の監査役として、代表取締役であった被告千葉らの業務執行を監査する義務を負っていたにもかかわらず、これを怠ったといえるから、その職務を行うについて故意又は重過失があり、会社法429条1項に基づく損害賠償責任を負う。

(3) 原告は、VMの売買代金として合計800万円を被告ユナイテッドに支払ったのであるから、同額の損害が発生している。

また、本件事案の性質に鑑みれば、80万円を、上記被告らの不法行為と相当因果関係のある弁護士費用として賠償させることが相当である。

3 結論

前記1のとおり、被告武井、被告ユニオン及び被告飯島は、連帶して、1430万円及びこれに対する各被告の訴状送達の日の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払う義務を負う。

前記2のとおり、被告武井、被告ユナイテッド、被告ファンネル、被告千葉、被告小林、被告鈴木及び被告佐久間は、連帶して、880万円及びこれに対する各被告の訴状送達の日の翌日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払う義務を負う。

よって、原告の請求はいずれも理由があるからこれを認容することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第41部

裁判官 大 黒 淳 子

これは正本である。

平成 28 年 7 月 8 日

東京地方裁判所民事第4部

裁判所書記官

直井幸

